

#### 国民年金保険料免除などの申請を 受け付け

平成24年度(7月~平成25年6月分) の国民年金保険料免除などの申請受け付 けを、7月2日例から開始します。

#### ❖保険料の免除制度

国民年金保険料の納付が困難な場合、 保険料の全額(1万4,980円)が免除され る「全額免除」と保険料の一部を納付する ことにより、残りの保険料の納付が免除 となる「一部納付」があります。「一部納 付」には、「4分の1納付」(保険料3,750 円)、「半額納付」(保険料7.490円)、「4 分の3納付」(保険料1万1,240円)の3 種類があります。

被保険者・配偶者および世帯主の前年 所得(平成23年中所得)が一定の基準額 以下の場合に、申請により承認されます。 希望する方は免除制度をご利用ください。

免除が承認された期間は、老齢・障害・ 遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、 老齢基礎年金の計算の際は、保険料を全 額納付した場合に比べて、全額免除期間 は[2分の1]、4分の1納付期間は[8 分の5」、半額納付期間は「8分の6」、4

#### |防|災|行|政|無|線|の|音|響|調|査 |期||間|の||変|更|に|つ|い|て

防災行政無線の音響調査実施にあ たり、市報6月15日号で調査期間 などをお知らせしましたが、期間が 変更になりました。皆さんには、ご 迷惑をおかけしますが、ご理解とご 協力をお願いします。

- □調査期間 7月下旬~8月中旬
- 土・日曜日・祝日は除く
- □調査時間 午前9時~午後5時 □テスト放送の予定内容

「ただいまより試験放送を開始します。 こちらは西東京市危機管理室です。

音響調査を実施しています」

◆危機管理室 倨  $(\mathbf{m} \ 042 - 438 - 4010)$  分の3納付期間は[8分の7]として計算 されます(一部納付分の保険料を納付し ない場合は、免除が無効になり未納扱い)。

#### ★若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人・配偶者の前 年の所得が一定の基準額以下の場合、若 年者納付猶予制度を利用できます。これ は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格 期間には含まれますが、老齢基礎年金額 の計算には含まれません。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2 階)・市民課(保谷庁舎1階)

※免除・納付猶予された期間は、10年 以内であれば、あとから保険料を納める こともできます(承認期間の翌年度から 起算して3年度目以降に保険料を納付す るときは、加算額が上乗せ)。

※平成23年度(平成23年7月~平成24 年6月分)の保険料免除などの申請期限 は、7月31日火までです。

◆保険年金課Ⅲ (☎ 042-460-9825)

#### 福祉・子育て

#### 「介護保険と高齢者福祉の手引き」 を発行

「介護保険と高齢者福祉の手引き」の改 訂版を発行し、全戸に配布します。

4月からの介護報酬改定を踏まえ、介 護保険サービスや高齢者福祉サービスを 円滑に利用するための情報を掲載してい ます。ぜひご活用ください。

※高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保 健福祉総合センター1階)、各出張所、 各地域包括支援センターの窓口でも配布 しています。

◆高齢者支援課 (☎ 042-438-4032)

#### ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファ ミリー会員)、子どもを預かる方(サポー ト会員)からなる会員同士の相互援助活 動を行っています。ファミリー会員に登 録希望の方は出席してください。

#### 時・場 ※開始時間厳守

①7月12日(水)午前10時~正午・田無総 合福祉センター2階 ②7月21日出午 前10時~正午・防災センター6階

定 20人 (申込順) ※保育あり 10人(申込順)

時保護者の顔写真(縦3cm×横2.5 cm) 1 枚·印鑑·80円切手 1 枚(会員証 郵送用)

申・問説明会前日の午後5時までに、 電話でファミリー・サポート・センター 事務局( 1042-438-4121)へ。

◆子ども家庭支援センター  $(\mathbf{m} \ 042 - 425 - 3303)$ 

#### 富士町・東町の一部の地域の 通学区域が変わります

碧山小学校の児童数が今後大幅に増加 する見込みであることから、平成25年 度から通学区域の一部を変更します。

なお、現在通学している方についての 変更はありません。

※変更内容について詳しくは、7月15 日発行の広報紙 「西東京の教育」または市 ₩をご覧ください。

#### **❖市民説明会**

通学区域の変更などについて、市民説 明会を開催します。

- 闘 8月10日 金第1回…午後2時30分か
- ら 第2回…午後7時から
- 場保谷庁舎1階

※第1回と第2回の説明は同じ内容です。

◆教育企画課 **保** (**m** 042-438-4071)

#### くらし

#### 図書館に防犯カメラを設置しました

6月1日から、中央・柳沢・ひばりが 丘各図書館に防犯カメラを設置しました。 図書館は、子どもからお年寄りまでだ れでも利用でき、不特定多数の方が自由

に出入りできる施設です。そのため、利 用者の安全を守り安心して利用できる環 境づくりを進めており、対策の一つとし て、利用が多く駅に近い図書館に防犯力 メラを設置することにしました。

設置にあたっては、「西東京市公民館 および西東京市図書館防犯カメラの運用 に関する要綱」に基づき、適切な管理運 用を行い、目的以外に利用することはあ りません。

ご理解とご協力をお願いします。

◆中央図書館(☎042-465-0823)

#### ひばりが丘図書館駐輪場に ゲートが設置されます

7月から駐輪場の適切な利用のため、 ゲートを設けることになりました。

図書館のご利用後、警備員もしくはカ ウンターで[カード]をもらってください。 そのカードを機械に通すことにより、 ゲートが解除されて駐輪場から出ること ができます。

ご理解とご協力をお願いします。

◆ひばりが丘図書館

 $(\mathbf{m} \ 042 - 424 - 0264)$ 

#### 保谷こもれびホール臨時休館日

7月10日巛は、館内設備点検などに より臨時休館します。

ご理解とご協力をお願いします。

- 間 保谷こもれびホール
- $(\mathbf{m} \ 042 421 1919)$
- ◆文化振興課 保 (☎ 042-438-4040)

#### その他

#### 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にあり がとうございました。

★大塚 定子 様

(臼ときね 1式)

◆管財課 Ⅲ (☎ 042-460-9812)

# 東日本大震災避難者に対する水道料金などの減免期間を延長

東日本大震災による避難者の方で、市内に避難し居住している方および避難者の 方が同居している世帯を対象に、水道料金と下水道料金の減免期間を下記のとおり 延長します。既に減免を適用されている方の再申請手続きは不要です。

**□減免期間** 平成25年3月31日<sup>ま</sup>で

対 東日本大震災により居住継続が困難 となった被災者、および福島第一・第二 原子力発電所の周辺で国から避難指示 などが出された地域などからの避難者に ついて、避難者などが給水契約者であ る場合は本人、親族などの住居に入居し ている場合は当該住宅の給水契約者。 ※水道料金については都営水道の給水 区域の居住者

※下水道料金については市内の居住者

#### □減免内容

水道料金…基本料金および、1月当たりの 使用水量10㎡までの分に係る従量料金の 合計額に100分の105を乗じた額を減免

下水道料金…下水道使用料の基本料金 (1月当たり8㎡まで)に100分の105 を乗じた額を減免

□適用期間 水道(下水道)を使用開始 した日の属する月分から平成25年3月31 日表 (平成23年3月11日以降、対象要件 が発生した時期にさかのぼって適用)

#### ❖申請方法

◇都営住宅など東京都があっせんした

住宅に入居する避難者…申請書などの 提出は不要。

#### ◇そのほかの住宅に入居する避難者

- ・全国避難者情報システムに登録して いる避難者…東京都から避難先住所 に申請書などが郵送されます。記入 のうえ必要書類と合わせて返送して ください。
- ・東京都水道局東久留米サービスス テーション窓口(東久留米市滝山6 - 1 - 1)でも申請を受け付けます。
- □申請に必要な書類 減免申請書・り 災証明書または被災証明書(写し可) ※提出が困難な場合は、被災時の住所 が分かる書類(運転免許証・保険証など) の写しでも可。申請時に証明書などの 提出が困難な方や不明な点がある場合 は、東京都水道局多摩お客さまセン ターまでお問い合わせください。
- 間東京都水道局多摩お客さまセンター  $(\bigcirc 0570 - 091 - 101)$

※ナビダイヤルをご利用できない場合  $( \blacksquare 042 - 548 - 5110)$ 

◆下水道課 儑 (☎ 042-438-4058)

### 西東京いこいの森公園の噴水は 7月1日旧から稼働します



噴水稼働時間の案内は公園管理棟・ 両庁舎窓口・みどり公園課(保谷庁舎 4階)で配布しています。または、市 **Ⅲ**をご覧ください。

※雨天・気温により利用できない場合 があります。

◆みどり公園課 保

 $(\mathbf{m} \ 042 - 438 - 4045)$ 

## 市営住宅・高齢者アパートの 入居者および待機者を募集

#### □募集する住宅

市営住宅(シルバーピア)…5戸、 高齢者アパート…10戸

対以下の要件に全て該当する方 ①申込者と同居者は、申請時に満65

歳以上である ②申請日現在で、西東京市に引き続き 2年以上住所がある

③現に居住している住宅の立ち退き要 求を受けているか、または保安上・保 健衛生上劣悪な状態にあるが、自力に より代替の住宅を確保することができ ない

④所得額が月額21万4,000円以下で ある(2人世帯の場合はお問い合わせ

ください)

⑤1人世帯および夫婦世帯などの2人 世帯である(間取りは1DKのみ) ⑥健康で、独立して日常生活を営むこ

### とができる

□申込方法 時7月10日火~18日火(土・日曜日・

祝日を除く) 場都市計画課(保谷庁舎5階)

#### **持**印鑑

□入居者の決定 申請書類を審査して 決定。申し込み多数の場合は抽選。

◆都市計画課 保

 $(\bigcirc 042 - 438 - 4051)$